

別表

障害の程度		障害の程度					精神障害者	知的障害者
		身体障害者（身体障害者福祉法施行規則第5号）		戦傷病者（恩給法別表第1号表の2、第1号表の3）		本人が所有及び運転する場合		
		本人が所有及び運転する場合	生計を一にする者または常時介護する者が運転する場合	本人が所有及び運転する場合	生計を一にする者または常時介護する者が運転する場合			
障害の区分	視覚障害	1級～4級	1級～4級	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	障害等級1級	障害の程度A	
	聴覚障害	2級、3級	2級、3級	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症			
	平衡機能障害	3級	3級	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症			
	音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	—	特別項症～第2項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	—			
	上肢不自由	1級、2級	1級、2級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症			
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第3項症			
	体幹不自由	1級～3級、5級	1級～3級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第4項症			
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級	1級、2級	—			—
		移動機能	1級～6級	1級～3級	—			—
	心臓機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症			
	じん臓機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症			
	呼吸器機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症			
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症			
	小腸の機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級	1級～4級	—	—			
肝臓機能障害	1級～4級	1級～4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症				